三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四・五　［略］

２～４　［略］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　加入者等記号・番号及び退職年月日

四　［略］

２　［略］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号及び退職年月日

三～五　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

六～九　［略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［略］

［号を削る。］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四・五　［同上］

２～４　［同上］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四　［同上］

２　［同上］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～五　［同上］

六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七　法第二十五条において準用する組合法第八十四条第六項に定める場合に該当し、同条第七項に規定する厚生年金相当額に相当する給付を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、当該厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八～十一　［同上］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［同上］

四　前項第七号に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し